

31 川こ保第****号
令和2年**月**日

各民間保育所園長 様

川崎市こども未来局
子育て推進部保育課長

令和2年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算Ⅰ及びⅡに係る賃金改善計画の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算Ⅰ及びⅡについては平成27年3月31日付3府省局長通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」及び平成31年3月29日付の改正通知等に基づき、取り扱ってきたところです。

つきましては、本市における令和2年度の処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの確認・認定手続き並びに併せて給付を行っている市加算運営費中の市職員雇用費上の処遇改善等加算Ⅰ及び市処遇改善等加算Ⅱの取扱いについて、次のとおり通知いたします。

1 処遇改善等加算Ⅰの賃金改善計画の確認について

処遇改善等加算Ⅰに係る加算率については、6月末を目途に認定を行う予定としておりますが、賃金改善計画の確認についても、次のとおり行うものとしますので、必要書類の提出をお願いいたします。また、市加算運営費中の市職員雇用費上の処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分については、令和元年6月25日付市保育課長通知「川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等の市職員雇用費上の処遇改善等加算の取扱いについて」によることとします。

(1) 賃金改善計画書等の送付について

処遇改善等加算Ⅰの賃金改善計画書等については、基準年度が「加算当年度の前年度」と見直された制度改正点を反映し、次の様式を6月中旬ごろに送付いたします。市から送付される同様式を請求ソフトに取り込むことで、各種加算状況や職員データ等が自動で反映された様式データを出力できます。

ア 賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）

昨年度と同様の様式となる予定です。処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善計画とは別に作成が必要となりますので、その分は含めないようにしてください。

イ 加算見込額計算書（処遇改善等加算Ⅰ）

令和2年度処遇改善等加算Ⅰの単価の更新と、基準年度の見直しに伴い、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた額に相当する額の取り扱いを変更したものを送付します。

別添「請求ソフトを用いた賃金改善計画書の作成方法について」を参照の上、各種加算の適用状況、市職員雇用費の支給人数、職員データを反映させてください。

ウ 賃金改善見込額積算表（処遇改善等加算Ⅰ）

職員ごとの賃金改善見込額を積算するための様式です。処遇改善等加算Ⅱの同様式とのより一層の連動を図るため、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱを行った場合の賃金総額も表示されるようになっています。

積算にあたっては、「A. 当年度における賃金改善後の賃金総額」と「B. 前年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」と「C. 公定価格における人件費改定相当分」を、当年度及び基準年度の給与規程（当年度において改正予定がある場合にはその内容を踏まえたもの）と整合を図り、また、同様式ファイル中の「当年度の賃金改善後の賃金総額の算出支援様式」と「基準年度の賃金総額の算出支援様式」を用いる等により、計画段階からより正確な積算となるようお願いいたします。

なお、過年度分の処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分のうち各職員への支給が令和2年度中となる支給分がある場合は、その金額を除いて積算してください。

エ 賃金改善計画書（内訳表）

各市町村から認可・確認を受ける施設・事業所間で、本加算見込額を配分する場合に提出いただく書類で、昨年度と同様の様式となる予定です。配分に当たっては、同一事業者が運営する全ての認可・確認を受ける施設・事業所について漏れなく記載をお願いいたします。

オ キャリアパス要件届出書

昨年度と同様の様式となる予定ですが、過去に本届出書を提出しており、特に変更がない場合や処遇改善等加算Ⅱの認定を受ける場合には、提出を省略できます。

(2) 賃金改善計画書等の提出について

処遇改善等加算Ⅰの加算率の認定が概ね6月末となることから、8月7日（金）を提出期限とします。

(3) 賃金改善計画の確認について

処遇改善等加算Ⅱの認定と併せて、8月以降、順次確認を行います。改善見込額が加算見込額を下回っている場合や職員1人当りの賃金月額及び賃金改善月額が異常値である場合、定員区分や加算率に入力誤りがある場合、賃金総額が未入力又は異常値の職員がいる場合等は、別途訂正依頼の御連絡をさせていただきます。

2 処遇改善等加算Ⅱの認定について

処遇改善等加算Ⅱの認定については、加算対象人数の算定と賃金改善計画の確認により行うものですが、当該賃金改善計画の作成は、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善計画との関係を考慮して検討されるものであり、また、平成30年度から公定価格上の処遇改善等加算Ⅱと併せて行うこととした市処遇改善等加算Ⅱでは処遇改善等加算Ⅰの加算率認定の基礎となる職員の勤続年数が3～6年目の者と7年以上の者について、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱのみでは十分に賃金改善額の配分が行えないことに対して、賃金改善額を補完するものであるため、次のとおりその取扱いを定めるとともに、Ⅰの手続き終了後Ⅱの手続きと併せて行うものとします。

(1) 市処遇改善等加算Ⅱの取扱いについて

市処遇改善等加算Ⅱは、前述のとおり、処遇改善等加算Ⅰの加算率認定の基礎となる職員の勤続年数が3～6年目の者と7年以上の者について、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱのみでは十分に賃金改善額の配分が行えない場合に賃金改善額を補完するものであり、次のとおり単価に支給月数を乗じた額を加算するものとします。

ア 単価

公定価格上の副主任保育士等に対する処遇改善等加算Ⅱの配分可能額（即ち、副主任保育士等1人以上に処遇改善等加算Ⅱにおける月額4万円の保障を行った後の残額）と職務分野別リーダー等に対する処遇改善等加算Ⅱの額に対し、処遇改善等加算Ⅰの加算率認定の基礎となる職員の勤続年数が3～6年目の者（ただし園長を除く）に5千円、最低4万円の保障対象とならない7年以上の者（ただし園長を除く）に4万円を配分したとして、不足する額。

イ 支給月数

市処遇改善等加算Ⅱの実施月数

ウ 留意事項

本算定の対象となる職員は、処遇改善等加算Ⅰの加算率認定の基礎となる職員であるため、1日6時間以上かつ月20日以上勤務の者であり、4月1日又は開設日に在籍する、勤続年数が3年目以上の者とし、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの算定の基礎となる職員数+1人を上限として、それを上回る人数（ただし園長を除く）が在籍している場合は、勤続年数がより長い者から優先的に該当させるものとします。

また、本加算額の実際の配分対象については、上記の算定対象職員と同様となることを前提に各施設の裁量によることとし、3～6年目の者や7年以上の者が年度途中で異動、退職等になった場合であっても、同等者や他の該当者に配分するものとしませんが、制度の趣旨から園長は配分の対象とならないものであり、また、当然のことながらその他国基準等保育士（国または市主任保育士専任加算による代替保育士分は除く）の定数割れが生じる場合には当該月分の支給は行わないものとします。

なお、市処遇改善等加算Ⅱにおいては、公平をきたすため、施設・事業所間の配分はできないものとします。

(2) 加算認定申請書と賃金改善計画書等の送付について

公定価格上の処遇改善等加算Ⅱ及び市処遇改善等加算Ⅱの認定申請を併せて行うことから、次の様式を6月中旬までに送付いたします。

ア 処遇改善等加算Ⅱ認定申請書

昨年度と同様の様式となる予定です。市処遇改善等加算Ⅱの認定も併せて行うため、加算対象となる場合は当該加算月額が自動で表示される様式となっています。

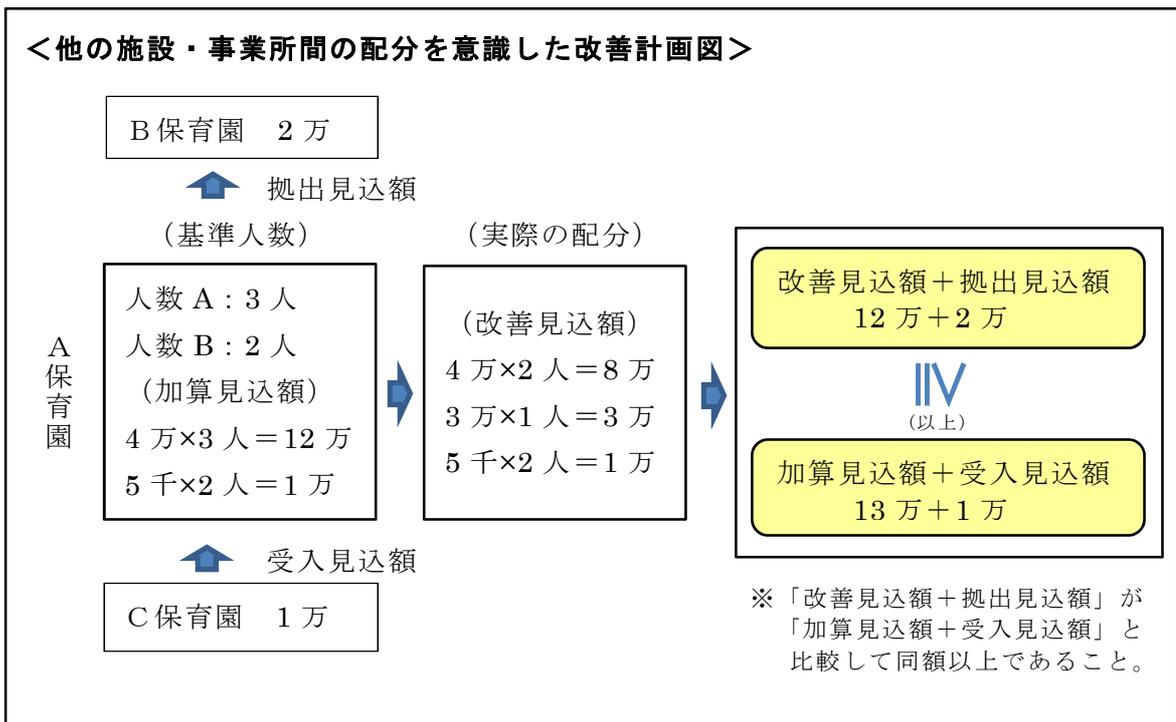
イ 加算見込額計算書（処遇改善等加算Ⅱ）

公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの対象となる副主任保育士等と職務分野別リーダー等の人数と各加算見込額並びに市処遇改善等加算Ⅱの算定対象となる3～6年目の者と7年以上の者の数と市加算月額を算定するための様式です。1の(1)によ

り請求ソフトから出力される様式により、自動で計算されます。

ウ 賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）

公定価格上の処遇改善等加算Ⅱと市処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善計画を作成するための様式です。副主任保育士等と職務分野別リーダー等のそれぞれを合わせ、改善見込額が加算見込額以上となることを確認するとともに、次の図のとおり、他施設への配分額（抛出見込額）と他施設からの配分額（受入見込額）を入力することにより、改善見込額に抛出見込額を加えた額が加算見込額に受入見込額を加えた額以上となることを確認する他、市処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善額の配分についても確認できる様式となっています。なお、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善計画とは別に作成が必要となりますので、その分は含めないようにしてください。



エ 賃金改善見込額積算表（処遇改善等加算Ⅱ）

公定価格上の処遇改善等加算Ⅱと市処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善について、職員ごとに賃金改善額を積算するための様式です。加算当年度の前年度を基準年度として設け、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた額に対し、本賃金改善が図られていることと市処遇改善等加算Ⅱの配分額を確認できる様式となっています。

なお、過年度分の処遇改善等加算Ⅱの配分額のうち各職員への支給が令和2年度中となる支給分がある場合は、その金額を除いて積算してください。

オ 同一事業者内における抛出見込額・受入見込額一覧表

公定価格上の処遇改善等加算Ⅱにおける他の認可・確認を受ける施設・事業所間の賃金改善額の配分を確認するための様式です。同一事業者が運営する全ての認可・確認を受ける施設・事業所について漏れなく記載をお願いいたします。

(3) 加算認定申請書と賃金改善計画書等の提出について

前述のとおり処遇改善等加算Ⅰの手続き終了後、Ⅱの手続きと併せて行うことから、8月7日（金）を提出期限とします。

(4) 処遇改善等加算Ⅱの認定について

8月以降、加算認定申請書と賃金改善計画書等の確認を順次行います。定員区分や加算認定状況の誤りに伴う加算対象人数の算定誤りや改善見込額が加算見込額を下回っている場合、副主任保育士等に係る賃金改善額の配分や施設・事業所間の配分に誤りがある場合、市処遇改善等加算Ⅱに算定誤りがある場合等は、別途訂正依頼の御連絡をさせていただき、適正と認められた場合には、認定の内容を通知いたしますので、認定された翌月請求から処遇改善等加算Ⅱの実施月に遡及して、請求を行ってください。

(調整第1係・第2係・第3係 担当)

電話 044-200-2662

044-200-3709

044-200-1992